

○ 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（抄）（平成 12 年 3 月 17 日老発第 214 号厚生省老人保健福祉局長通知）

傍線の部分は改正部分

新	旧
<p>第1 一般的事項</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 職員の資格要件</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 同条第3項の「訓練を行う能力を有すると認められる者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、<u>あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者</u>（はり師及びきゅう師については、<u>理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。</u>）とする。ただし、入所者の日常生活やレクリエーション、行事等を通じて行う機能訓練指導については、当該施設の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。</p> <p>5～9 (略)</p> <p>第2 設備に関する事項</p> <p>1 設備の基準（基準第11条）</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) 経過措置等（基準附則第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条） 設備の基準については、以下の経過措置等が設けられているので留意すること。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 病院の療養病床転換による食堂及び機能訓練室に関する基準の緩和 一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を<u>平成 36 年 3 月 31 日</u>までの間に転換し、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂の面積は、入所者1人当たり1平方メートル以上を有し、機能訓練室の面積は、40平方メートル以上であればよいこととする。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。（附則第6条）</p> <p>⑥ 診療所の療養病床転換による食堂及び機能訓練室に関する基準の緩和 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を<u>平成 36 年 3 月 31 日</u>までの間に転換し、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、次の基準のいずれかに適合するものであればよいこととする。（附則第7条）</p> <p>一・二 (略)</p> <p>⑦ 病院及び診療所の療養病床転換による廊下幅に関する基準の緩和 一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般</p>	<p>第1 一般的事項</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 職員の資格要件</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 同条第3項の「訓練を行う能力を有すると認められる者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師<u>又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者</u>とする。ただし、入所者の日常生活やレクリエーション、行事等を通じて行う機能訓練指導については、当該施設の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。</p> <p>5～9 (略)</p> <p>第2 設備に関する事項</p> <p>1 設備の基準（基準第11条）</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) 経過措置等（基準附則第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条） 設備の基準については、以下の経過措置等が設けられているので留意すること。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 病院の療養病床転換による食堂及び機能訓練室に関する基準の緩和 一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を<u>平成 30 年 3 月 31 日</u>までの間に転換し、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂の面積は、入所者1人当たり1平方メートル以上を有し、機能訓練室の面積は、40平方メートル以上であればよいこととする。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。（附則第6条）</p> <p>⑥ 診療所の療養病床転換による食堂及び機能訓練室に関する基準の緩和 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を<u>平成 30 年 3 月 31 日</u>までの間に転換し、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、次の基準のいずれかに適合するものであればよいこととする。（附則第7条）</p> <p>一・二 (略)</p> <p>⑦ 病院及び診療所の療養病床転換による廊下幅に関する基準の緩和 一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般</p>

○ 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（抄）（平成 12 年 3 月 17 日老発第 214 号厚生省老人保健福祉局長通知）

傍線の部分は改正部分

新	旧
<p>病床若しくは療養病床を平成 36 年 3 月 31 日までの間に転換し、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る廊下の幅については、内法による測定で、1.2メートル以上であればよいこととする。ただし、中廊下の幅は、内法による測定で、1.6メートル以上であればよいこととする。なお、廊下の幅は、壁から測定した幅でよいこととする。（附則第 8 条）</p> <p>第 3 職員に関する事項（略）</p> <p>第 4 処遇に関する事項</p> <p>1・2（略）</p> <p>3 処遇の方針</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p><u>(3) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（第 6 項第 1 号）</u></p> <p><u>同条第 6 項第 1 号の「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」（以下「身体的拘束適正化検討委員会」という。）とは、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、介護職員、生活相談員）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体的拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である。</u></p> <p><u>なお、身体的拘束適正化検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、事故防止委員会及び感染対策委員会については、関係する職種等が身体的拘束適正化検討委員会と相互に関係が深いと認められることから、これと一体的に設置・運営することも差し支えない。身体的拘束適正化検討委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。また、身体的拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家を活用することが望ましく、その方策として、精神科専門医等の専門医の活用等が考えられる。</u></p> <p><u>特別養護老人ホームが、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体的拘束等の適正化について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。</u></p> <p><u>具体的には、次のようなことを想定している。</u></p> <p><u>① 身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。</u></p> <p><u>② 介護職員その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、①の様式に従い、身体的拘束等について報告すること。</u></p> <p><u>③ 身体的拘束適正化検討委員会において、②により報告された事例を集計し、分析すること。</u></p> <p><u>④ 事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。</u></p> <p><u>⑤ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。</u></p> <p><u>⑥ 適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。</u></p> <p><u>(4) 身体的拘束等の適正化のための指針（第 6 項第 2 号）</u></p>	<p>病床若しくは療養病床を平成 30 年 3 月 31 日までの間に転換し、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る廊下の幅については、内法による測定で、1.2メートル以上であればよいこととする。ただし、中廊下の幅は、内法による測定で、1.6メートル以上であればよいこととする。なお、廊下の幅は、壁から測定した幅でよいこととする。（附則第 8 条）</p> <p>第 3 職員に関する事項（略）</p> <p>第 4 処遇に関する事項</p> <p>1・2（略）</p> <p>3 処遇の方針</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

○ 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（抄）（平成12年3月17日老発第214号厚生省老人保健福祉局長通知）

傍線の部分は改正部分

新	旧
<p><u>特別養護老人ホームが整備する「身体的拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。</u></p> <p>① <u>施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方</u> ② <u>身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項</u> ③ <u>身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針</u> ④ <u>施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針</u> ⑤ <u>身体的拘束等の発生時の対応に関する基本方針</u> ⑥ <u>入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針</u> ⑦ <u>その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針</u></p> <p>(5) <u>身体的拘束等の適正化のための従業者に対する研修（第6項第3号）</u></p> <p><u>介護職員その他の従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の内容としては、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該特別養護老人ホームにおける指針に基づき、適正化の徹底を行うものとする。</u></p> <p><u>職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該特別養護老人ホームが指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束適正化の研修を実施することが重要である。</u></p> <p><u>また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、職員研修施設内での研修で差し支えない。</u></p> <p>4～8 （略）</p> <p>9 緊急時等の対応</p> <p><u>基準第20条の2は、入所者の病状の急変等に備えるため、施設に対してあらかじめ配置医師による対応その他の方法による対応方針を定めなければならないことを義務付けるものである。対応方針に定める規定としては、例えば、緊急時の注意事項や病状等についての情報共有の方法、曜日や時間帯ごとの医師との連携方法や診察を依頼するタイミング等があげられる。</u></p> <p>10～18 （略）</p> <p>第5 ユニット型特別養護老人ホーム</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 設備の基準（基準第35条）</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>(5) 居室（第1号イ）</p> <p>①～④ （略）</p> <p>⑤ 居室の床面積等</p> <p>ユニット型特別養護老人ホームでは、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常の生活の中でケアを行うため、入居者は長年使い慣れた筆筒（たんす）などの家具を持ち込むことを想定しており、居室は次のいずれかに分類される。</p>	<p>(新設)</p> <p>4～8 （略）</p> <p>(新設)</p> <p>9～17 （略）</p> <p>第5 ユニット型特別養護老人ホーム</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 設備の基準（基準第35条）</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>(5) 居室（第1号イ）</p> <p>①～④ （略）</p> <p>⑤ 居室の床面積等</p> <p>ユニット型特別養護老人ホームでは、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常の生活の中でケアを行うため、入居者は長年使い慣れた筆筒（たんす）などの家具を持ち込むことを想定しており、居室は次のいずれかに分類される。</p>

○ 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（抄）（平成 12 年 3 月 17 日老発第 214 号厚生省老人保健福祉局長通知）

傍線の部分は改正部分

新	旧
<p>イ (略)</p> <p>ロ <u>ユニット型個室的多床室</u></p> <p>ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合であり、床面積は、10.65 平方メートル以上（居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。）とするとともに、身の回りの品を保管することができる設備は、必要に応じて備えれば足りることとする。この場合にあつては、入居者同士の視線が遮断され、入居者のプライバシーが十分に確保されていれば、天井と壁との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。</p> <p>壁については、家具等のように可動のもので室内を区分しただけのものは認められず、可動でないものであって、プライバシーの確保のために適切な素材であることが必要である。</p> <p>居室であるためには、一定程度以上の大きさの窓が必要であることから、多床室を仕切って窓のない居室を設けたとしても<u>個室的多床室</u>とは認められない。</p> <p>また、居室への入口が、複数の居室で共同であったり、カーテンなどで仕切られているに過ぎないような場合には、十分なプライバシーが確保されているとはいえず、<u>個室的多床室</u>としては認められないものである。</p> <p>入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に 2 人部屋とするときは 21.3 平方メートル以上とすること。</p> <p>なお、ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合に、居室がイの要件を満たしていれば、ユニット型個室に分類される。</p> <p>(6)～(11) (略)</p> <p>5～8 (略)</p> <p>9 勤務体制の確保等</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) ユニット型特別養護老人ホームにおける勤務体制の確保等については、前記の(1)及び(2)によるほか、第 4 の <u>12</u> を準用する。この場合において、第 4 の <u>12</u> 中「第 24 条」とあるのは「第 40 条」と、同(3)中「同条第 2 項」とあるのは「同条第 3 項」と、同(4)中「同条第 3 項」とあるのは「同条第 4 項」と読み替えるものとする。</p> <p>10 準用</p> <p>基準第 42 条の規定により、第 3 条から第 6 条まで、第 8 条、第 9 条、第 12 条の 2 から第 14 条まで、第 18 条、第 20 条から第 23 条まで、第 26 条から第 31 条までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用されるものであるため、第 1 の 2 から 5 まで及び 7 から 9 まで、並びに第 4 の 1、2 ((2)を除く。)、6、8 から <u>11</u> まで及び <u>13</u> から <u>18</u> までを参照すること。</p> <p>第 6 地域密着型特別養護老人ホーム</p> <p>1 第 5 章の趣旨</p>	<p>イ (略)</p> <p>ロ <u>ユニット型準個室</u></p> <p>ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合であり、床面積は、10.65 平方メートル以上（居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。）とするとともに、身の回りの品を保管することができる設備は、必要に応じて備えれば足りることとする。この場合にあつては、入居者同士の視線が遮断され、入居者のプライバシーが十分に確保されていれば、天井と壁との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。</p> <p>壁については、家具等のように可動のもので室内を区分しただけのものは認められず、可動でないものであって、プライバシーの確保のために適切な素材であることが必要である。</p> <p>居室であるためには、一定程度以上の大きさの窓が必要であることから、多床室を仕切って窓のない居室を設けたとしても<u>準個室</u>とは認められない。</p> <p>また、居室への入口が、複数の居室で共同であったり、カーテンなどで仕切られているに過ぎないような場合には、十分なプライバシーが確保されているとはいえず、<u>準個室</u>としては認められないものである。</p> <p>入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に 2 人部屋とするときは 21.3 平方メートル以上とすること。</p> <p>なお、ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合に、居室がイの要件を満たしていれば、ユニット型個室に分類される。</p> <p>(6)～(11) (略)</p> <p>5～8 (略)</p> <p>9 勤務体制の確保等</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) ユニット型特別養護老人ホームにおける勤務体制の確保等については、前記の(1)及び(2)によるほか、第 4 の <u>11</u> を準用する。この場合において、第 4 の <u>11</u> 中「第 24 条」とあるのは「第 40 条」と、同(3)中「同条第 2 項」とあるのは「同条第 3 項」と、同(4)中「同条第 3 項」とあるのは「同条第 4 項」と読み替えるものとする。</p> <p>10 準用</p> <p>基準第 42 条の規定により、第 3 条から第 6 条まで、第 8 条、第 9 条、第 12 条の 2 から第 14 条まで、第 18 条、第 20 条から第 23 条まで、第 26 条から第 31 条までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用されるものであるため、第 1 の 2 から 5 まで及び 7 から 9 まで、並びに第 4 の 1、2 ((2)を除く。)、6、8 から <u>10</u> まで及び <u>12</u> から <u>17</u> までを参照すること。</p> <p>第 6 地域密着型特別養護老人ホーム</p> <p>1 第 5 章の趣旨</p>

○ 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（抄）（平成 12 年 3 月 17 日老発第 214 号厚生省老人保健福祉局長通知）

傍線の部分は改正部分

新	旧
<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) サテライト型居住施設とは、本体施設と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される地域密着型特別養護老人ホームをいう。また、本体施設とは、サテライト型居住施設と同じ法人により設置され、当該施設に対する支援機能を有する特別養護老人ホーム、介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所をいう。</p> <p>また、サテライト型居住施設を設置する場合、各都道府県が介護保険事業支援計画において定める必要利用定員総数（地域密着型特別養護老人ホームである本体施設にあっては、各市町村が介護保険事業計画において定める必要利用定員総数）の範囲内であれば、本体施設の定員を減らす必要はない。ただし、各都道府県等では、同計画の中で、特別養護老人ホームを始めとする介護保険施設等の個室・ユニット化の整備目標を定めていることを踏まえ、サテライト型居住施設の仕組みを活用しながら、本体施設を改修するなど、ユニット型施設の整備割合が高まっていくようにする取組が求められる。</p> <p>2 設備の基準（基準第 55 条）</p> <p>(1) 基準第 55 条第 6 項第 1 号は、地域密着型特別養護老人ホームにあっては入所者や職員が少数であることから、廊下幅の一律の規制を緩和したものである。</p> <p>ここでいう「廊下の一部の幅を拡張すること等により、入所者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められるとき」とは、アルコーブを設けることなどにより、入所者、職員等がすれ違う際にも支障が生じない場合を想定している。</p> <p>また、「これによらないことができる。」とは、建築基準法等他の法令の基準を満たす範囲内である必要がある。</p> <p>このほか、地域密着型特別養護老人ホームの廊下の幅については、第 2 の 1 の(5)及び療養病床等を有する病院等の療養病床等を平成 36 年 3 月 31 日までの間に転換する場合は、第 2 の 1 の(13)の⑦を準用する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 療養病床等を有する病院等の療養病床等を平成 36 年 3 月 31 日までの間に転換する場合における食堂及び機能訓練室については、第 2 の 1 の(13)の⑤及び⑥を準用する。なお、第 2 の 1 の(13)の⑤及び⑥二について、当該転換を行って開設する特別養護老人ホームがサテライト型居住施設の場合にあっては、機能訓練室は、本体施設における機能訓練室を利用すれば足りることとする。</p> <p>(4) (略)</p> <p>3 職員数</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) サテライト型居住施設は、本体施設との密接な連携が図られるものであることを前提として人員基準の緩和を認めており、本体施設の職員によりサテライト型居住施設の入所者に対する処遇等が適切に行われることを要件として、次に掲げるサテライト型居住施設の職員について</p>	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) サテライト型居住施設とは、本体施設と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される地域密着型特別養護老人ホームをいう。また、本体施設とは、サテライト型居住施設と同じ法人により設置され、当該施設に対する支援機能を有する特別養護老人ホーム、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所をいう。</p> <p>また、サテライト型居住施設を設置する場合、各都道府県が介護保険事業支援計画において定める必要利用定員総数（地域密着型特別養護老人ホームである本体施設にあっては、各市町村が介護保険事業計画において定める必要利用定員総数）の範囲内であれば、本体施設の定員を減らす必要はない。ただし、各都道府県等では、同計画の中で、特別養護老人ホームを始めとする介護保険施設等の個室・ユニット化の整備目標を定めていることを踏まえ、サテライト型居住施設の仕組みを活用しながら、本体施設を改修するなど、ユニット型施設の整備割合が高まっていくようにする取組が求められる。</p> <p>2 設備の基準（基準第 55 条）</p> <p>(1) 基準第 55 条第 6 項第 1 号は、地域密着型特別養護老人ホームにあっては入所者や職員が少数であることから、廊下幅の一律の規制を緩和したものである。</p> <p>ここでいう「廊下の一部の幅を拡張すること等により、入所者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められるとき」とは、アルコーブを設けることなどにより、入所者、職員等がすれ違う際にも支障が生じない場合を想定している。</p> <p>また、「これによらないことができる。」とは、建築基準法等他の法令の基準を満たす範囲内である必要がある。</p> <p>このほか、地域密着型特別養護老人ホームの廊下の幅については、第 2 の 1 の(5)及び療養病床等を有する病院等の療養病床等を平成 30 年 3 月 31 日までの間に転換する場合は、第 2 の 1 の(13)の⑦を準用する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 療養病床等を有する病院等の療養病床等を平成 30 年 3 月 31 日までの間に転換する場合における食堂及び機能訓練室については、第 2 の 1 の(13)の⑤及び⑥を準用する。なお、第 2 の 1 の(13)の⑤及び⑥二について、当該転換を行って開設する特別養護老人ホームがサテライト型居住施設の場合にあっては、機能訓練室は、本体施設における機能訓練室を利用すれば足りることとする。</p> <p>(4) (略)</p> <p>3 職員数</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) サテライト型居住施設は、本体施設との密接な連携が図られるものであることを前提として人員基準の緩和を認めており、本体施設の職員によりサテライト型居住施設の入所者に対する処遇等が適切に行われることを要件として、次に掲げるサテライト型居住施設の職員について</p>

○ 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（抄）（平成 12 年 3 月 17 日老発第 214 号厚生省老人保健福祉局長通知）

傍線の部分は改正部分

新	旧
<p>ては以下の基準によるものとする。</p> <p>①～④ （略）</p> <p>⑤ 調理員、事務員その他の職員については、本体施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設若しくは介護医療院又は診療所に限る。）の調理員、事務員その他の職員、調理員、事務員その他の従業者又は事務員その他の従業者によるサービス提供が、本体施設の入所者又は入院患者及びサテライト型居住施設の入所者に適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。（基準第 131 条第 8 項）</p> <p>(5)～(9) （略）</p> <p>4・5 （略）</p> <p>6 準用</p> <p>基準第 59 条の規定により、第 2 条から第 9 条まで、第 12 条の 2 から第 15 条まで、第 17 条から第 29 条まで及び第 31 条の規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用されるものであるため、第 1 の 1 から 9 まで、並びに第 4 の 1 から 3 まで、5 から <u>16</u> まで及び <u>18</u> を参照すること。</p> <p>第 7 ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 準用</p> <p>基準第 63 条の規定により、第 3 条から第 6 条まで、第 8 条、第 9 条、第 12 条の 2 から第 14 条まで、第 18 条、第 20 条から第 23 条まで、第 26 条から第 29 条まで、第 31 条、第 33 条、第 34 条、第 36 条、第 38 条から第 41 条まで及び第 58 条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用されるものであるため、第 1 の 2 から 5 まで及び 7 から 9 まで、第 4 の 1、2 ((2)を除く。)、6、8 から <u>11</u> まで及び <u>13</u> から <u>16</u> まで、第 5 の 7 から 9 まで、並びに第 6 の 5 を参照すること。</p>	<p>ては以下の基準によるものとする。</p> <p>①～④ （略）</p> <p>⑤ 調理員、事務員その他の職員については、本体施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設又は診療所に限る。）の調理員、事務員その他の職員、調理員、事務員その他の従業者又は事務員その他の従業者によるサービス提供が、本体施設の入所者又は入院患者及びサテライト型居住施設の入所者に適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。（基準第 131 条第 8 項）</p> <p>(5)～(9) （略）</p> <p>4・5 （略）</p> <p>6 準用</p> <p>基準第 59 条の規定により、第 2 条から第 9 条まで、第 12 条の 2 から第 15 条まで、第 17 条から第 29 条まで及び第 31 条の規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用されるものであるため、第 1 の 1 から 9 まで、並びに第 4 の 1 から 3 まで、5 から <u>15</u> まで及び <u>17</u> を参照すること。</p> <p>第 7 ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 準用</p> <p>基準第 63 条の規定により、第 3 条から第 6 条まで、第 8 条、第 9 条、第 12 条の 2 から第 14 条まで、第 18 条、第 20 条から第 23 条まで、第 26 条から第 29 条まで、第 31 条、第 33 条、第 34 条、第 36 条、第 38 条から第 41 条まで及び第 58 条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用されるものであるため、第 1 の 2 から 5 まで及び 7 から 9 まで、第 4 の 1、2 ((2)を除く。)、6、8 から <u>10</u> まで及び <u>12</u> から <u>15</u> まで、第 5 の 7 から 9 まで、並びに第 6 の 5 を参照すること。</p>